

六戸町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

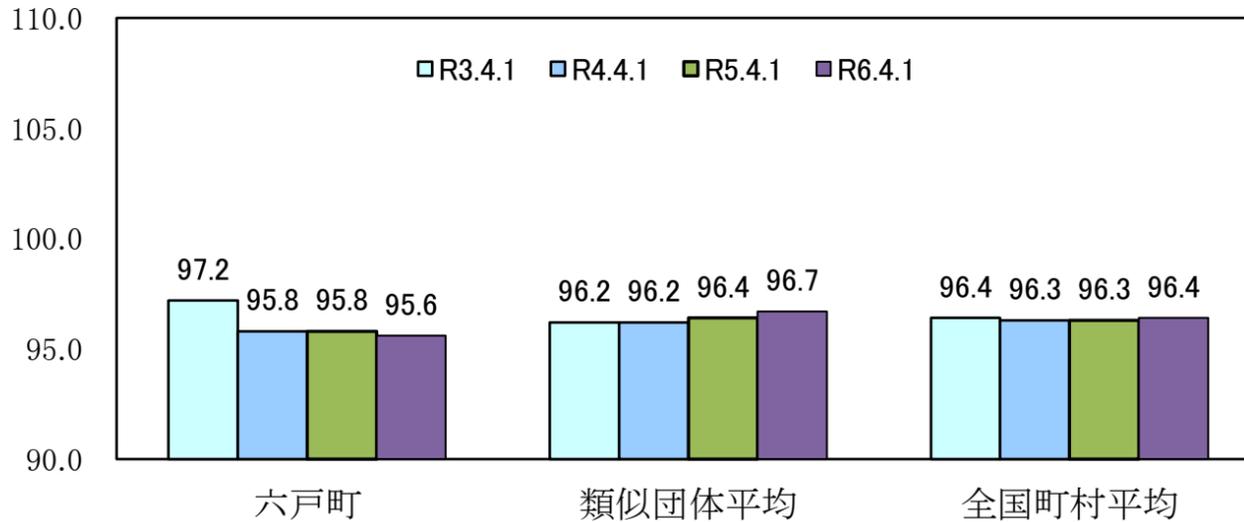
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
5年度	10,714人	7,338,167千円	239,996千円	779,382千円	10.6%	12.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	79	283,256千円	41,292千円	119,165千円	443,713千円	5,616千円	5,508千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

六戸町は人事委員会を設置していないため、省略。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表・医療職給料表(二)・医療職給料表(三)・教育職給料表について県の見直し内容を踏まえ平均2%の引下げ。

初任層に係る号給の引下げなし、最高号給を最大4%引下げ。
40歳台や50歳台前半層の昇給機会の確保の観点から号給を増設。
激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日）の経過措置を実施。

②地域手当の見直し

地域手当支給対象地域外のため、省略。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、県と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六戸町	43.8 歳	327,400 円	381,148円	359,065 円
青森県	42.6 歳	312,300 円	372,905円	340,471 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,155 円	355,084円	328,809 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
六戸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青森県	53.5歳	224人	300,700円	335,767円	317,194円	乗用自動車運転者	58.8歳	204,500円	1.64
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	52.1歳	—	291,863円	311,904円	300,816円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※六戸町において技能労務職は総計1名であるため、記載を省略する。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	六戸町	青森県	国	
一般行政職	大学卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	169,000 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

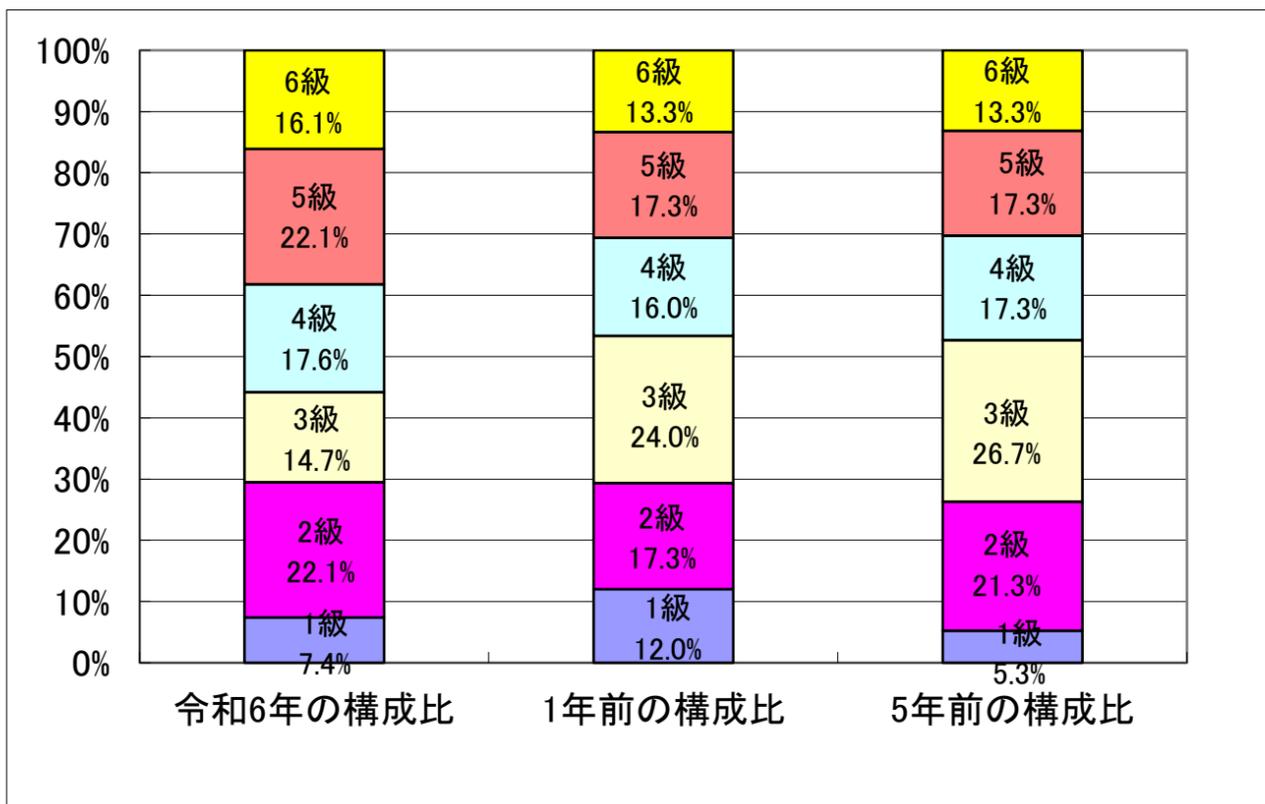
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	267,100 円	332,900 円	387,300 円	403,800 円
	高校卒	— 円	268,600 円	356,700 円	382,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

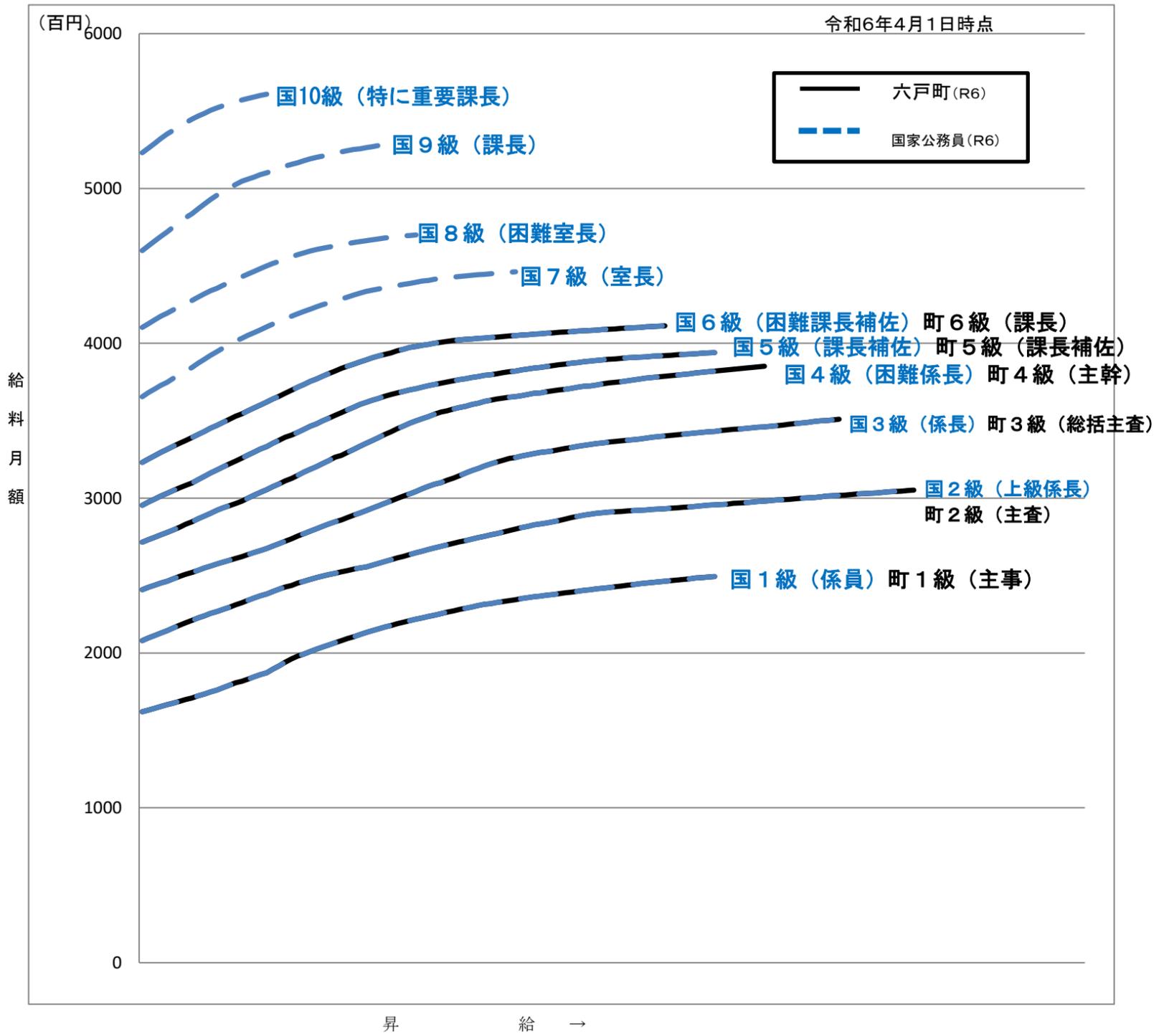
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	5人	7.4%	162,100円	249,400円
2級	主査	15人	22.1%	208,000円	305,200円
3級	総括主査	10人	14.7%	240,900円	351,000円
4級	主幹	12人	17.6%	271,600円	385,200円
5級	課長補佐、次長	15人	22.1%	295,400円	394,000円
6級	課長、事務局長、事務長	11人	16.2%	323,100円	411,300円

- (注) 1 六戸町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

六戸町	県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,637 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,657 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

六戸町			国		
・基本額			・基本額		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
・調整額 在職の区分に応じて定める額の60月分調整 月額を合計した額(月額0円～43,350円)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (1% ～ 45%加算)		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ～ 45%加算)					
(退職時特別昇給 制度なし)					
1人当たり平均支給額		21,937 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	15,600千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	7,800,000円
職員全体に占める支給職員の割合（令和5年度）	1.98%
手当の種類（手当数）	7種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	全職種	感染症の病原体の付着した物件の処理等	実績なし	従事1日当たり200円
診療従事手当	医師	診療に従事した時	15,600千円	(定額) 所長 月額 750,000円 副所長 月額 550,000円 医長 月額 480,000円 医員 月額 450,000円
往診手当	医師、看護師	往診に従事した時	実績なし	往診料金加算分実収に 割合を乗じた額 医師 80/100 看護師 20/100
夜間看護手当	看護師、准看護師等	深夜(午後10時から午前5時までの間)において行われる看護業務に従事した時	実績なし	1回 6,800円
夜間等対応手当	医師	医師が夜間等勤務時間外に看護師に指示及び助言等の対応をした時	実績なし	月200,000円
待機手当	看護師、准看護師等	看護師・准看護師が勤務時間外及び休日において患者等外部の相談等に対応するため自宅等で待機の態勢を命ぜられたとき	実績なし	平日 1回 500円 休日 1回 1,000円
緊急訪問看護手当	看護師、准看護師等	看護師・准看護師が勤務時間外及び休日において、利用者からの緊急呼び出しを受け訪問看護業務に従事した時	実績なし	1回 2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（普通会計5年度決算）	11,023 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	129 千円
支給実績（普通会計4年度決算）	10,085 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	310 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員(課長、事務局長、事務長)に支給 月額30,000円	異なる	国: 31,700円～139,300円	4,583 千円	381,900 円
扶養手当	配偶者や子等、扶養親族が有る場合に支給 扶養親族1人につき 月額6,500～10,000円 特定期間(16歳から22歳の子)の加算(5,000円)あり	同じ	—	11,859 千円	275,796 円
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 最高 27,000円	異なる	支給限度額及び支給対象となる家賃下限額が低い	4,403 千円	310,788 円
宿日直手当	宿直又は日直をした場合に支給 1回 4,400～30,000円	異なる	国: 4,200円～21,000円	541 千円	8,800 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位に有る者が休日等に勤務した場合に支給 1回につき最高12,000円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日又は年末年始の休日に勤務した場合に支給 勤務1時間につき 給料の135%	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	深夜を通常の勤務時間として割り振られた場合に支給 勤務1時間につき 給料の25%	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	勤務先が寒冷地である場合支給 月額7,360～17,800円□	同じ	—	5,391 千円	67,725 円
通勤手当	片道2km以上を自動車等により勤務する場合支給 月額2,000～31,600円	異なる	距離区分が異なる	3,504 千円	55,764 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により配偶者と別居して単身で生活することとなった場合支給 最高100,000円	同じ	—	0 千円	0 円
災害派遣手当	災害応急等のため派遣された場合支給 派遣1日につき 最高6,620円	—	—	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	町 長	699,000	円	(参考)類似団体の最高/最低額	
	副 町 長	546,000	円	846,000	円、556,500 円
報 酬	議 長	287,000	円	412,000	円、247,000 円
	副 議 長	233,000	円	330,000	円、193,000 円
	議 員	225,000	円	310,000	円、175,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和5年度支給割合)			
	副 町 長	3.30	月分		
退 職 手 当	議 長	(令和5年度支給割合)			
	副 議 長	3.30	月分		
備 考	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	699,000円 × 48月 × 45.5/100	546,000円 × 48月 × 26.5/100	15,266,160円	6,945,120円 (任期毎)

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

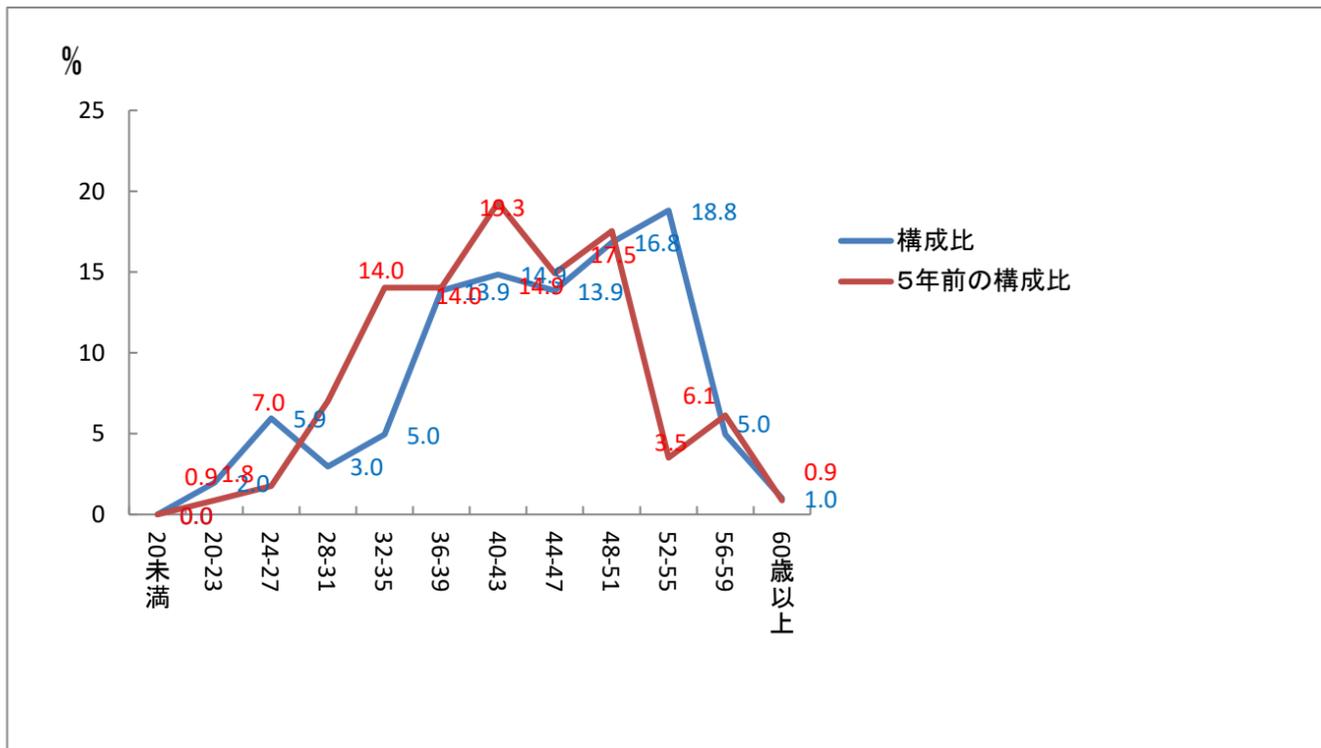
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年	主 な 増 減 理 由	
		令 和 5 年	令 和 6 年	増 減 比		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3人	3人	0人	
		総務・企画	23人	21人	△2人	
		税 務	9人	8人	△1人	
		民 生	7人	7人	0人	
		衛 生	5人	6人	1人	
		労 働	0人	0人	0人	
		農林水産	8人	7人	△1人	
		商 工	5人	4人	△1人	
		土 木	7人	7人	0人	
		小 計	67人	63人	△4人	
	教育部門	12人	11人	△1人		
小 計	79人	74人	△5人	(参考) 人口1万人あたりの六戸町の職員数69.06人 (類似団体の人口1万人当りの職員数109.90人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	19人	17人	△2人		
	交 通	0人	0人	0人		
	水 道	0人	0人	0人		
	下 水 道	1人	1人	0人		
	そ の 他	10人	9人	△1人		
	小 計	30人	27人	△3人		
合 計		109人 [153]	101人 [153]	△8人	(参考) 人口1万人あたりの六戸町の職員数100.59人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	6人	3人	5人	14人	15人	14人	17人	19人	5人	1人	101人

(3) 職員数の推移

部門別	年度							過去5年間の増減数（率）	
	元年	2年	3年	4年	5年	6年	増減数	率	
一般行政	68	68	70	67	67	63	△5	△7.3%	
教育	13	12	11	12	12	11	△2	△15.3%	
普通会計計	81	80	81	79	79	74	△7	△8.6%	
公営企業等会計	33	33	32	33	30	27	△6	△18.1%	
総合計	114	113	113	112	109	101	△13	△11.4%	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。